

民事事件及び家事事件の費用に関する検討 (手数料の電子納付)

第 1 手数料の電子納付への一本化

民事訴訟と同様に，民事事件及び家事事件における手数料及び手数料以外の費用（以下「手数料等」という。）の納付方法について，書面による申立てがされる場合であってやむを得ない事情があると認めるときを除き，ペイジーによる納付の方法に一本化することで，どうか。

(説明)

1 中間試案

中間試案では，手数料等の納付方法について，①電子情報処理組織を用いてする申立てがされる場合には，ペイジーによる納付の方法に一本化するものとし，②書面による申立てがされる場合には，やむを得ない事情があると認めるときを除き，ペイジーによる納付の方法によらなければならないものとして提示されている。また，上記のやむを得ない事情があると認めるときに納付方法の規律については，現行の民事訴訟費用等に関する法律（以下「費用法」という。）第 8 条の規律を維持するとされている。（中間試案第 16 の 1 及び第 16 の 3）

2 検討

現行の費用法上，民事事件及び家事事件における手数料等の納付方法については，民事訴訟と同様，手数料については，原則として，訴状その他の申立書に収入印紙を貼って納めなければならない（費用法第 8 条本文），手数料以外の費用については，原則として，概算額を現金で予納しなければならないこととされ（費用法第 12 条第 1 項），このうち，郵便による送達・送付費用等（以下「郵便費用」という。）についてのみ，現金に代えて郵券で予納することが認められている（費用法第 13 条）。

手数料等の納付方法について，ペイジー（現金の電子納付）による納付方法を用いることとした場合には，払込みの手数料が原則不要であり，当事者は，裁判所に赴くことなくインターネットバンキングや郵便局・金融機関等の各所の A T M において，原則としていつでも納付することが可能となるなど，当事者の利便

性の向上ないし負担軽減の観点から大きな利点が認められる。そうすると、手数料等の納付方法について、従来の収入印紙や郵券による納付方法等を残す合理的な理由はないと考えられ、裁判所の事務負担の合理化の観点も踏まえると、原則としてペイジーによる納付の方法によるべきと考えられる。ペイジー以外の決済方法（クレジットカード等）を導入するか否かについては、システムの構築費用等の課題があることから、運用状況を踏まえつつ、必要な検討を進めることが相当と思われる。

以上を踏まえ、民事訴訟と同様、手数料等の納付方法については、原則としてペイジーによる納付の方法に一本化することとし、当事者が刑事施設被収容者である場合等、ペイジーによる納付の方法によることのできないやむを得ない事情がある場合については、現行法と同様、収入印紙等により納付するものとするものとしては、どうか。

第2 郵便費用の手数料への一本化

民事訴訟と同様に、民事事件及び家事事件における郵便費用を手数料として扱い、申立ての手数料に組み込み一本化し、郵便費用の予納の制度を廃止することで、どうか。

(説明)

1 中間試案

中間試案では、現行の費用法上手数料以外の費用とされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化し、郵便費用の予納の制度を廃止するものとするのが提示されており、その具体化として、各申立ての手数料へ郵便費用をどのように組み込むかについては、現行制度の下での郵便利用の実情、システム送達の導入に伴う郵便利用の変化の見通しを踏まえて引き続き検討するものとされている。また、仮にインターネットを用いた申立てと書面を用いた申立てとが併存することとなった場合に、インターネットを用いた申立てを促進する観点等から、両者の手数料の額に差異を設けてインターネットを用いた申立てに経済的インセンティブを付与することについても引き続き検討するとされている。(中間試案第16の2)

2 検討

現行の郵券による予納の制度(費用法第13条)については、郵券を取り扱うことに伴う当事者及び裁判所にとっての取扱いの煩雑さ、事務負担の大きさがかねてから指摘されてきた。具体的にいえば、①当事者は、郵便費用が不足すれば、その都度、郵券の追納をしなければならず、追納をしなければ訴訟が遅延する事

態が生ずること、②概算額を予納する結果、訴訟終了後の精算は不可避のものとなるが、使用されなかった郵券は、これに相当する現金ではなく、郵券そのものが返還され、郵券を郵送して返還する場合にはその返還費用が発生すること、返還される郵券の額によっては使途に窮すること、③裁判所としても、事件ごとに、郵券の出納の管理を要し、また、郵券自体の管理も厳格に行わなければならない(費用法第29条)、その事務が負担となることなどが指摘されていた。以上の諸点は、民事訴訟、民事事件、家事事件のいずれにも共通して当てはまる問題といえる。

前記の手数料等の電子納付等が行われることとなれば、郵券の取扱いそれ自体から生じる問題についてはおおむね解消されるものの、手数料以外の費用は概算額の予納が義務付けられている以上、少額かつ出入りが頻繁な郵便費用のために、不足する都度追納を行う必要があり、予納をしなければ手続が遅延する事態が生じるという前記①の問題(これは予納義務を負わない当事者の不利益でもある。)は依然として残ることとなる。

郵便費用が手数料以外の費用として整理された昭和46年の費用法制定以降、情報通信技術の進展等を経て、現在の実務では、裁判所が当事者に対して書類を送付するために郵便を利用する場面は、送達を要する場合を除けば大きく減少している。そして、システム送達等が導入されることとなれば、裁判所と当事者との間で郵便による書類のやり取りが行われる機会は更に減少することが見込まれる。そこで、当事者及び裁判所を、郵便費用が不足する都度、さまつな費用を納付又は徴収する負担や、予納金額を把握ないし管理する労力から解放して手続の円滑・迅速を図り、裁判所に納める費用に関する規律をより簡明なものとするため、民事事件及び家事事件についても、民事訴訟と同様に、現行の郵券による予納の制度(費用法第13条)を廃止し、郵便費用を手数料として扱い、申立ての手数料に組み込むこととしては、どうか。

また、インターネットを用いた申立てと書面を用いた申立てが併存することとなった場合には、インターネットを用いた申立てを促進する観点等から、両者の手数料の額に差異を設けてインターネットを用いた申立てに経済的インセンティブを付与することについても、検討することとしては、どうか。